

会議録

1 会議名:第 68 回北九州市環境審議会

2 会議種別:付属機関

3 開催日時:令和 6 年 4 月 22 日(月) 15 時 00 分~17 時 00 分

4 開催場所:ホテルクラウンパレス小倉 3 階 ダイヤモンドホール
(北九州市小倉北区馬借 1-2-1)

5 出席者(敬称略):

会 長 浅野 直人

会長代理 富士川 厚子

委 員 池田 幹友、井上 智帆、江口 恵子、河田 圭一郎、籠田 淳子、重國 香、
出口 成信、中牟田 リラ、沼田 文子、古野 英樹、松尾 和也

事務局 兼尾環境局長、岩佐総務政策部長、園グリーン成長推進部長、
有馬環境国際部長、江藤環境監視部長、檜木野循環社会推進部長、
敷田工場施設整備担当部長、山根総務課長、岩崎職員育成担当課長、
有田環境学習課長、西田グリーン成長推進課長、村上再生可能エネルギー導
入推進課長、正野環境イノベーション支援課長、村上環境国際戦略課長、
火箱事業化支援担当課長、松岡環境監視課長、小田産業廃棄物対策課長、
山中産業廃棄物指導担当課長、稲田循環社会推進課長、山内適正処理・減量
化担当課長、山倉業務課長、堤施設課長

6 議 題

(1)審議事項

- ・ 北九州市環境基本計画の改定について
- ・ 北九州市生物多様性戦略の改定について
- ・ 北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて(諮問)

(2)報告事項

- ・ プラスチック資源一括回収事業について
- ・ 北九州市の廃棄物処分場における産業廃棄物の受け入れ制限について

7 議事概要

開会に先立ち、環境局長より挨拶を行った。

続けて、会長から開会挨拶をいただいた後、「北九州市環境基本計画の改定について」、「北九州市生物多様性戦略の改定について」、「北九州市における事業系ごみの減量リサイクルについて」の3件を審議した。

また、事務局より「プラスチック資源一括回収事業について」、「北九州市の廃棄物処分場における産業廃棄物の受け入れ制限について」について報告を行った。

8 議事録(要旨)

■会長挨拶

前回の審議会は2月9日に開いておりますが、それ以降の国の環境政策について、ご紹介をしたいと思います。

まず4月12日に、2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量、吸収量についてのデータが公表されました。

大変嬉しいことだと思いますが、これまで調べてきた温室効果ガス排出量の中では、最も少ない、ということでした。大変ありがたいことだと思います。

特に注目したいのは、代替フロン等については増える一方だったのですが、2009年以降初めて減少に転じました。

これは、フロンの排出規制については、罰則を厳しくする等の法律改正ありまして、その効果が徐々に出てきたなと思うのですが、環境省としては、2030年・2050年目標に向かって順調に進められたと、いうことを言っております。

また、現在、通常国会が開催されておりまして、そちらに環境省関連で提出されている法律がいくつかございますので、そちらについてご紹介したいと思います。

まず、先ほど局長のご挨拶にもありましたように、温室効果ガスの排出削減に努めなくてはいけないということで、地球温暖化対策推進法については、そこを担う重要な法律になります。この法律の改正について、国会に法案が出ております。

一つは、他国から排出枠を買ってくるということについて、パリ条約のなかでも新しい仕組みがだんだんと導入されていますが、そちらに合せて、わが国もそのための制度を整備するというのが一つです。

また、もう一つは、すでに前の法改正で出てきていたのですが、市町村が、市町村の計画として、風力発電等の立地を促進するために計画を作ることができる、という仕組みが既にあるのですが、これを、複数の自治体で連合して作ることができるための改正を行い、その辺を強化しよう、ということが、改正として提出されております。

また、加えまして、排出されてしまっている二酸化炭素について、これを回収するということですが、これから先の重要な課題になります。

二酸化炭素排出後は、回収して地下に貯留するようなことをやりますが、そのような処分事業についても、今までは日本に制度がなかったので、これについてしっかりした法律を作るといことで、いわゆるCCS事業法といいますが、それについての法律が国会でています。

これまでは、こういった二酸化炭素の排出・貯留ということ、海底でやるということはある程度考えられておりますので、それについての法律はざっと手直しのみ行っていました、全体を見たものになっていませんでした。

今回は二酸化炭素の貯留事業全体を、法律でしっかり括る、ということになりまして、内容的には、かなり鉱山法、石炭鉱業の考え方を借用しながら、この事業にかかる権利を設定する、といったようなことも含まれた法律案が国会で審議中でございます。

更にもう二つありまして、一つは、既に生物多様性地域連携促進法というものがあるのですが、これは、市町村が生物多様性を守るために様々な団体と連携して取組を行うのであれば、その際に法規制を緩和します、という法律があります。

この法律を、全面的に改めるということになり、「地域における生物多様性の増進のための活動促進に関する法律」といったものが今国会で提出されています。

どのように変わるかと言いますと、市町村が計画を策定してプロジェクトを進めるということしか考えてなかったのですが、そうではなくて、企業が単独或いは連合して、取組をする、或いは企業と同じような NGO といった団体などが協力して実施するようなことを、それも規制緩和の対象として認めましょう、ということになりまして、この改正法では市町村だけでなく、企業が主導権をもって行う生物多様性増進のための活動についても、それを認めていこう、という内容になっています。

認められますと、様々な法規制が緩和されることがあり、例えば、本来ならば手数料を取られるようなことも、取られなくなる、といったようなことです。

現在、北九州市の新しい環境基本計画の中でも出ていますが、ネイチャーポジティブ、これまで自然を守りましょうということだけではなくて、しっかりと回復していくということを取組を強化しよう、というのがこの法律の狙いとなります。

もう一つはですね、資源循環を促進するために、再資源化事業についてもっと高度化しようということ、法律が出ております。

この高度化で、特に、しっかりとその集めたものを資源に変えていくために事業が行われるような場合には、「高度再資源化事業」という形でそれを認めまして、認められた事業者に対しては、法規制の様々な点で緩和をしよう、ということが内容になります。

それ以外にも、分離回収技術の高度化ということで、それに取り組む企業ありますと、それについても認定を受けたものについては法規制の緩和する、或いは、再資源化の工程の高度化ということで、取り組んでくださるところに対しても、同じように認定を受ければ、法規制を緩和するようなことが行われるとなっています。

この法律は悪い法律ではないと思うのですが、ただ残念ながら、『「廃棄物」という考え方から「資源」という考え方に変えてかければいけない、抜本的に廃棄物処理法を改正する必要が

ある』と、ずっと言ってきたところです。

今回は、あくまでも既にある廃棄物処理法という枠を残しながら、その中で高度化を図る、ちゃんと計画を出して、環境大臣から認定を受けたところについては規制を緩和する、ということにしようという内容です。まだまだ不十分ではあると思いますが、多少なりとも良い方向に向かっていると思います。

現在、一般廃棄物にあたるものを集めてどこかで資源化しようとする、その過程で通過する自治体全てからそれぞれ許可を取らなければならないとなっています。

産業廃棄物は県単位で許可をとればよいのですが、一般廃棄物市は市町村単位になりますので、例えば、遠賀町から北九州市まで行こうと思ったら、間にある市町村全部に許可を求めなければいけないわけです。

ましてや、それを九州全域から集めてくるようなことがあれば、ものすごい数の許可を求めなくてはなりません。

そのような状況では、とてもではないですが資源化は進まないのではないか、と前から言っていたのですが、ようやく今度の法律で認定を受けると、それは環境大臣がお墨付きを与えたのであるから市町村は飛ばして、全部の市町村の許可を受けたということにしましょう、というような扱いができるわけです。

本当は、ヨーロッパで行われているように、廃棄物だと思っているものでも、こういうような状態になればもう廃棄物じゃない、という考え方を入れるべきだ、とずっと我々は申し上げてきています。

例えば、工場から出てくるもので、廃棄物じゃなくてこれはもう資源として扱うことができるようになっています。日本においては、まだそこまでいってないことは残念です。

こういった法律が今国会で出ていますので、ご紹介いたしました。

それではご挨拶はそのぐらいいたしまして、早速ですが、本日の審議に入りたいと思います。

まず、北九州市の環境基本計画の改定についてです。

これについて事務局から説明をよろしく申し上げます。

【事務局】

「北九州市環境基本計画の改定について」説明

【会長】

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明をいただきました。

これにつきまして、委員の先生方からご意見、ご質問ございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

【委員】

8 ページについてです。以前から気になっていたのですが、1 人当たりの家庭ごみの量 450 グラムと書いていますが、1 週間あたりなのか、1 日あたりなのか、少しピンときません。

恐らく 1 日あたりのごみ量だとは思いますが。

市民の方にはわかりにくいと思いますので、例えば、指標にスラッシュなどいれるなどして、単位について「日」などといった単位を入れていただけたらなと思います。以上です。

【会長】

これについて事務局いいですね。

1 日あたりですね、これは。指標名のところに「1 日」というのを入れたほうがいいですね。

【事務局】

そうですね。これは、北九州市循環型社会形成推進基本計画の中に、指標として市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量、と記載しておりますので、そちらに修正したいと思います。

【会長】

わかりました。そちらで修正してください。

どうもありがとうございました。他にございませんか。

【委員】

関連して、家庭ごみのなかで、シュレッダーなどで裁断した雑がみについてです。

家の前や、町内で指定された場所に置く際は良いのですが、市民センターに持っていったら、縦横で切ってあるから、それは収集できないから、一般ごみとして出してくださいって言われました。あれ、でもこれは紙だから、古紙回収でいいのではないかと思いましたが、業者の人にとっては、縦横裁断になったら使えないから、一般ごみだって言われました。そういうことでよろしかったですか。

【浅野会長】

事務局、回答してください。

【事務局】

古紙のリサイクルということで、シュレッダーをして出していただいているということでありがとうございます。

こちらにつきましては、古紙回収業者によって、繊維の関係で、リサイクルができる場合、できない場合というのがございますので、恐れ入りますが、回収している回収業者に、どういう形で残してあれば回収できるか、ということについてご確認いただければありがたいと思っています。

事業者によって、回収後にどういった使い方をするか事業者によって異なるようでございまして、お手数をおかけし大変申し訳ございません。

【会長】

裁断して出したときに、それをちゃんと物として扱えるという業者さんと、そうでない業者さんがいる、そういうご説明ですね。ご指摘ありがとうございます。

【事務局】

私どもといたしましても、委員からご指摘いただきましたとおり、少し地域の方に対して寄り添ったご説明やPRができてないところもございました。

今後、もう少しきめ細かいお知らせを心がけたいと考えております。

【委員】

一生懸命、事前に目を通しておいて、違和感等あればそこお聞きしたいなと思っておりました。いよいよ煮詰まってきたという感じで、日々の皆様のご苦勞に感謝申し上げたいと思います。

【会長】

ほかに何かございますかよろしいですか。

【委員】

前回までの皆さんの意見や質問というものが随分盛り込まれて、何か少し目新しい感覚で資料を見ております。

私の方からですが、私も知っている言葉もあるのですが、随分と知らない言葉もあります。

ここについて、用語集のような、この言葉はこういう意味ですよ、みたいなご案内ができるものがあるといいのではないかと感じました。以上です。

【事務局】

事務局です。

現在の環境基本計画についても、後ろの方に用語解説をつけておりますので、市民の皆様にわかるような形で、今後考えていきたいと思っております。以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

他に何かありますか。

【委員】

「サーキュラーエコノミー」といった英語等をもう少しわかりやすくいただきたいと思います。これでは何のことを言っているか、わからない方もいらっしゃると思いますので。

また、雑がみの件ですが、私は自治協議会長もしておりまして、自治会の会議の時に、雑紙袋というのを二つもらいました。

なので、雑紙はこういった袋で捨てるのだな、とわかりますが、一般の家庭の方はわからずに、雑紙と生ごみと一緒に捨ててしまっていると思います。そちらについていかがでしょうか。

【事務局】

雑紙につきましては、今もなお、家庭ごみの方でかなりの数が出されているというのは認識しております。

そのため、市民への啓発について力を入れていきたいと考えております。

昨年では、小学校において、各学校にステッカーを配りまして、環境イベントの時に、そのステッカーを貼った紙袋に雑紙を入れて持ってきていただく、というような啓発イベントも行っております。今後も、わかりやすい啓発を行っていきたいと思っております。

【委員】

それであれば、雑紙を、一般ごみや生ごみと一緒に捨てないように、市民の方々に向けて、自治会やまちづくり協議会などを通じて周知してもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

例えば、名刺より大きいものから雑紙として扱います、といった表現をしているところもあり、それを見た方が「名刺ぐらいの大きさでも雑紙として扱うのか」とわかると思います。

そういった表現で工夫するという方法もあるかと思えます。

他の方、ご意見ありますでしょうか。

【委員】

今の雑紙の件に関連して。

以前はほとんどの家庭で新聞をとっていて、チラシ等と一緒に新聞業者に出すという家庭が多かったと思います。

ですが、最近ではご近所を見ても、新聞をとる家庭がぐっと減っていますので、市民センターまで持って行くまではしない、といった方が結構のではないかなと思いました。

一方で、明治学院の小学校の方が、雑紙の改修についてすばらしい提案をされていると以前聞いたこともありまして、学生に対する環境教育という意味でも、良い取り組みだと思っていますので、一つ成果をあげられたらいいかなと思います。

また、計画についての私の感想ですが、以前の審議会で申し上げた、学校が相当な量の紙を廃棄しているということにも関係しますが、計画の対象に、市民だけではなくて、学校や行政などを記載いただいたて、とてもうれしく思いました。

それから、Well-being のことについても記載いただいたということについて、これも教育分野の方で Well-being の向上ということで作られていますので、いいなと思いました。

また、わからなかったことが一つありました。色々なところで「経済」という言葉が入っていますが、環境経済システムと今までのシステムがどう違うのか、とか、そういった説明とかをしていただけると、わかりやすいかと思いました。以上でございます。

【会長】

循環経済については、既に世界各国で使われておりまして、日本での発信源は環境省となります。私が現役の時には、循環型社会ということが示されていました。

循環型社会を作っていくためには、済経済システムをそれに合わせたものにしないといけないので、循環型社会を動かしていくために経済の仕組みを変えるのが循環経済、そういったように環境省は整理していました。

ですから、そのようなことをどこかでできちんと説明を入れる必要がありますね、というご意見でした。ありがとうございました。

【委員】

ごみの量が少なくなったというお話がありましたが、素晴らしいなと思う反面、日常生活を振り返ったときに、私の会社までの通勤途中でも、毎回ごみが散乱している場所が 3 ヶ所ぐらいあります。

やっぱりカラスにやられているようで、いただいた今日の資料でも、その対策をしましたという内容になっていましたが、やっぱりそういう場所もあるようで、そこに住まれている方もとても困っていると思います。

資料の中には、やっぱり居心地の良い街へといった内容も書いてあったと思いますのでそちらにも繋がりますし、もっと言うと、市民の健康づくりにも繋がってくるのかなと感じました。もし、私にも協力できることがあれば致します。ありがとうございました。

【会長】

廃棄物については、もう少し下の計画で大分丁寧に書いてあります。

環境基本計画は全体の計画ですので、そこまでは細かくは記載していないものになります。

やらなくてはならないということはよくわかっていて、これまでもね、随分皆さんにご協力いただいて、一緒にやってきました。

【事務局】

ご指摘いただいたカラスとごみの散乱ですが、私どもにとっても以前からの永遠の課題でございます。

以前も、環境審議会に、これからのごみステーションをどうやっていくかということを諮問し、答申をいただきまして、その答申に沿っていろんな対策を講じてきました。

たとえば、状況の悪いところに一生懸命対策を講じると、別のもう少し悪いところにカラスが行ってしまい、また散乱してしまうような、いたちごっこかカラスごっこか、よくわかりませんが、ともかく、私どもも重要な課題と捉えております。

個別のプロジェクトのですね、1P目に「美しいまちづくり Reトライプロジェクト」という事業を新規で行う予定でございまして、これは具体的にはですね、集中的にカラス対策を行い、そちらで効果が出てれば各区に広げてやっていこうというものです。

その際に、私ども行政だけではなくて、市民の方を巻き込んで一緒になってやっていこうというプロジェクトになりまして、そちらをまず一生懸命やってきたいということを考えております。以上でございます。

【委員】

私たちもいろんな活動で、年に1回、米町公園周辺で何年もごみ拾いをやってきていて、年々、綺麗になったなと感じていますので、それが課題解決にきっと繋がってくるんじゃないかなと思っています。ありがとうございました。

【会長】

他に何かございますか、よろしいですか。

【委員】

本市の風力発電ですね、これからひびき地区でやっていくわけですが、そちらの紹介が少ないかと思えます。

エネルギーの脱炭素化に関連して水素なども記載されていますが、北九州市の風力発電についても紹介がもっとされるべきだと思います。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、この形での市民意見をお聞きするという手続きに入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

当然、委員の方々も発言の権利がありますので、もしお帰りになってお気づきの点などございましたら、パブリックコメントの時にご意見を出していただくということができると思います。

以上でご異議ないようでしたら、この件については、市民の意見を聞くためのパブリックコ

メントの手続きに入らしていただくということでご了承いただけることにいたします。よろしいでしょうか。

【委員】(一同)

はい。

【会長】

パブリックコメントを行った上で、そのご意見を反映させたものもう一度審議会に諮るということになっております。

以前にも申しましたが、北九州の環境基本計画はよその計画と違って、大きな哲学的なことはその他のところではっきりさせているので、こちらのほうで色々記載するようなことはやりません。

それから、具体的なプログラムを記載して、どう進んでいるかというチェックを行うというやり方で、これは一般にあるような環境基本計画と相当に違います。これは北九州市のいいところだと思っています。

そういった形でやっていますので、ご理解いただければと思います。

それでは、この件につきましては、パブリックコメントにかけることについてご了承いただきました。どうもありがとうございました。

【会長】

それでは次に、北九州市生物多様性戦略の改定について、にございます。

これについては、まず諮問を受けるということになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

環境局長が「北九州市生物多様性戦略の改定について」の諮問書を読み上げ、会長に手交。

【事務局】

「北九州市生物多様性戦略の改定について」説明

【会長】

ありがとうございました。

ただいま生物多様性戦略の改定についてご説明がありました。

くどいようですが、生物多様性戦略というのは、自然保護計画とは少し違うということをよく認識しなくてはならないわけです。

自然を保護するだけでなく、自然の恵みがいかにその市民生活あるいは北九州市の企

業の活動産業にとって有効であるか、ということをしっかり考え、自然の恵みによって生かされているということを考えなくてはならない、ということです。

単に、かわいそうだから自然を守りましょう、虐めてはいけませんよ、ではないということです。そこに我々が抱え込まれて支えられている、ということを皆が認識していかななくてはならないというのが、この戦略で一番重要な点であります。

ですから、単に自然の専門家だけが集まって、自然を守らなくてはいけませんよという計画ではない、もっと企業活動や市民生活などと結びつくものとして考えなくてはいけませんから、生物は専門じゃないからわかりませんということは許されないとします。

何かご質問ありましたらどうぞ。

【委員】

先ほどの説明の中にはなかったのですが、現行の戦略に基づく主な取り組みの中で、学校に関わるものでエコツアーや環境首都検定などがあります。

私の大学の学生が、21～22歳で教員採用試験の出願をしているのですが、北九州市の方は皆、エコツアーは記憶にあるようで、環境ミュージアムに行ったとか、曽根干潟に行ったとか、北九州市は環境に力を入れていると、結構書いているようです。

そのため、コロナ等があり、一部なくなったものもあるようですが、これは意見になりますが、こういった形で発展していくかは別として、引き続き力を入れていって欲しいというのが一つです。

もう一つは質問になります。

環境首都検定についてですが、小学生が参加する際は、問題が小学生版なのである程度解けますが、中学生は大人と一緒に問題なので、ものすごく勉強しても50点に届かないんです。

これについて、すごくモチベーションが下がっているようで、学校として朝の読書の時間を活用して1週間や2週間で取り組んだぐらいでは歯が立たないようで、すごく熱心に取り組む子でやっと点数がとれるようになるようです。

そのため、中学生版ぐらいはあった方がよいのではないかと当時思ったのですが、それ以降、7年程度経つのですが、その後も同じでしょうか。

【事務局】

環境首都検定の難度についていただきましたが、もともと一般編があって、ジュニア編ができて、その後、中高生編ができました。

今おっしゃった、中高生編がとても難しいということだったと思います。

私どもも、おおよそ5割以上で合格していただきたい、というところを狙って問題を作っているところなのですが、おっしゃる通り、中高生について、合格率がやや低めであるというところは我々も認識しております。

そちらについては、今後も調整をつづけたいと考えております。

また、もう一つの考え方として、現在は、ジュニア、中高生、一般、そして更に難しい上級編というカテゴリーがあるのですが、それらを、例えばレベル1、2のような表現にするなどにすれば、「ジュニア編」だから大人は受けにくい、といったご意見も取っ払っていけるかと思えますので、できるだけ多くの方々に参加していただけるように改正をしていきたいと考えております。

【委員】

エコタウンについてですが、エコタウンの入口のところはすごく整備されています。

以前、PCBの処理工場に立ち入り検査に行く時がありまして、エコタウンの奥に進んでいくとコンビニがあります。

そういったところで釣り人が物を買って、その時にもらったビニール袋を海岸沿いに捨てているようです。あれは誰が回収するのだろうか、と疑問に思います。

釣り人は釣ることに一生懸命で、そして、近隣の企業についても自社敷地内を綺麗にしているけれども、途中の道路や海岸などは管理されていないようで、気になったことがあります。

そのため、年に何回かでも、環境局の方が見回りを行うなどして、そういった事例を見つけた際には、注意喚起などを行ってほしいと思います。

【事務局】

私どももパトロール等を行い、善後施策を行っていきたいと考えておりますが、ゴミは持ち帰ることが基本ですので、まず持って帰っていただくということを、皆さんの心にきちんと留めていただくために、今ご指摘のあったコンビニにも看板などを設置させていただくなど、いろいろ工夫をしてみたいと思います。以上でございます。

【委員】

この計画はこれから作っていくことだという理解しています。

資料の13ページについてですが、先ほど会長のお言葉も非常によくわかるのですが、なんとなくぼんやりとしている印象です。

例えば、保全地域30%っていうところですが、「保全地域」とはどんなところをいうのだろうかといったところなど、まだ頭の中でよくわからないところもあります。

左側の蝶が飛んでいるところなどはわかるのですが、では、有機栽培をしている田んぼ等は該当するのか、とか、北九州市を空から見ると、森林ばかりで自然がいっぱいあるんですけども、そういったところは含まれないのか、とか。こういった疑問が出てきますので、その辺もわかりやすく整理して、こういう概念で保全地域というのは30%ですよ、ということを書いていただけると助かります。

【会長】

ご指摘の通りだろうと思います。

「保全地域」と記載されると、なんとなく法律できちんと開発をされた地域作りのための土地という印象になってしまいます。

そうじゃなくて、例えば無農薬で田んぼをやっておられるところなどについては、ある種の保全地域というような位置付けができるわけでしょうから、或いは森林にしても、それが保安林や自然保護何とか地域でなくても、それはそれとして。

この辺のところは、保全地域という言葉がどういう意味を持つのかを配慮していく必要があると思います。

【事務局】

おっしゃる通り、保全地域という言葉が少し不明確であって、もう少し明確な輪郭を作るべきというご指摘踏まえて対応させていただきたいと思います。

私として、今頭の中でイメージを持ってございますのが、資料の9ページにございます通り、30by30(サーティバイサーティ)と掲げられたものの中で、環境省が今、自然共生サイトというのを認定する制度を運用してございます。

認定の各種要件がございませうけども、その要件を満たされたエリアについては、自然共生サイトとして認定されるものでございまして、ここに認定されたエリアの広さ、これが30%を達成するというのをイメージしてございます。

【会長】

それにこだわらない、もう少し柔軟に考えていいと思います。

無農薬栽培をやっている田んぼなどは環境省の掲げている地域に入らないかもしれないけれど、十分考えられますよね。そういった場所は市内に探せばあるはずです。ですから、もう少し、幅広く考えてくれというご意見でございました。

【事務局】

承知いたしました。

もう少し考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

【委員】

環境首都検定についてです。

これは環境人材育成のための非常に素晴らしい事業で、主な取り組みと記載されていますが、2月の予算議会で、棚卸しされる予算事務事業の中に、環境人材育成事業が含まれていまして、環境首都検定の予算が削減されています。

ですから、本当にここで主な取り組みといえるのか思いまして、こちらについてコメント何か

ありましたらお聞かせいただきたい。

【事務局】

削減の内容を具体的にご紹介いたしますと、全てウェブ上で受けていただくというのが大きな部分でございます。

会場を借りて、紙で受験していただく方々が毎年 5000 人程度いらっしゃいましたが、そこを全てウェブ化するというので、コストを削減しております。

また、テキストについても同じようにデジタル化を図っていきたいと考えています。

そういったところで削減をしつつ、受験しやすくしながらDX化を進めて、より多くの方々に受けていただく、そういったことを狙っております。

【委員】

今話を聞いてショックを受けました。

大人の方はいいと思います。以前からすごく熱心な方が団体としてたくさん表彰されていますから。しかし、小中学生はどうでしょうか。テキストはダウンロードできますからいいですが、受験は紙でないと難しいのではないかと思います。そこについてはちょっと考えて欲しいかなと思いました。

【事務局】

実は小学生については、紙ではなく、ほぼタブレットで受けている状況でございます。

【委員】

それは、会場にてタブレット受験している、ということでしょうか。

【事務局】

小学校で、タブレットで受験いただいている状況でございます。

【委員】

それだったらいいと思います。中学校についても同様ですか。

【事務局】

はい。小中学校は学校で受験いただいております。

【委員】

小中学生で、会場で受験される方はいないのでしょうか。

【事務局】

個人的に受験申込を行い、会場で受験されている方はいらっしゃるそうです。

【委員】

中学校については、学校全体で取り組んでいるところは少ないと思います。
今後は中学校でも学校として取り組めるような工夫を考えていただければと思います。
ありがとうございました。

【会長】

他にございますか。

【委員】

昔は北九州市内にたくさん落書きがありました。
20 数年前から高速道路だとか、住宅アパートなど、いろんな所に落書きがありました。
これを 20 数年間かけて落書きを全て消しました。
もともと、落書きがある所というのは、人が寄り付きにくく掃除が行き届いていないため、
ごみが溜まっているものです。
本当は環境局とやれば良かったのですが、建築都市局や建設局と一緒に頑張って続けてきて、
今では、市民のごみの分別をはじめとした、まちの清掃に対する意識は非常に高くなって
いると思います。
そういう意味でも、申し上げたような取組を、息長く続けていただけたらいいと思います。

【会長】

どうもありがとうございました。
昔は、落書きをなくすための条例を作ろうとなり、落書きを見つけたたら、落書きした人に
それを消させようという話があったことを思い出しました。他にございませんか。

【委員】

基本的な質問になってしまいますが、6 ページについてです。
ネイチャーポジティブ移行経営戦略について、内容については別資料の個別プロジェクトで、
民間の方とか市のプロジェクトっていうところとイメージが絶対値で未着ポジティブ経由って
いう企業の場合は宮崎吉輝ってところのイメージがちょっと伝わってそのあたりを聞きた
いなと思います。

【会長】

これは本当に新しい概念になります。

例えば、脱炭素社会を作るためには、企業がどんなことをやらなくてはいけないか、きちんとしない場合は企業がどのような損害を受けるのか、いったことをはっきりさせる必要があります。

同様に、もし生物多様性が失われた場合に、企業はどういったダメージを受けるのか、もしくは守られていくことによって企業はどのぐらいの利益がでるのか、ということについて企業としてきちんと考えて、それを皆さんに分かるように公表するということです。

そういった動きが世界全体に表れてきています。まだまだ新しい考え方ですが、だんだん定着し始めている、というのが今の状態です。

【委員】

具体的に何かをする、というよりも、まずは考えるところから始める、ということでしょうか。

【会長】

まずは企業が、生物多様性の問題と自社がどんな関わりがあるだろうかということ、しっかり考えてくださいということが始まります。その勉強をするための材料を色々入れてもらっています。

【委員】

今のお話は大事な話だなと思いました。

生物多様性戦略の改定について、誰のために、誰がするのか、というところをもう少しわかりやすくした方がいいのではないかと思います。

市が一生涯懸命市民のことを考えて、市のお金で全てやっていくっていう時代はそろそろ、変わってきていて、基本計画の方にもございましたがやはり共創(コ・クリエーション)な時代が到来していると思います。

ですので、地域の樹木や草花、鳥などについて、こういった鳥が来ているなど、市のアイデンティティとなるようなところを見つめ、みんなでまちづくりを考えるということが大事なことでないかと思います。

また、仕事で雨水利用について考えることもありますが、様々な生物にとって、水が重要な資源であるという視点も大事だと思います。

加えて、まちではカラスやハトなどが原因の被害が大きな問題になっています。

そのような被害があるマンション等はイメージが悪くなって価値が下がることになり、ひいてその地域や北九州全体として価値が下がるということにつながります。

そのため、カラス等の生態についての勉強をはじめ、カラス等が巣作りできるような樹木の管理をどうするのかといった、人間を含めたすべての生態系について考えるといった教育的な視点が、私は重要だと思っています。

行政も市民も事業者もという考えで、参画する主体を広めていった方がいいのではないかと

なと思いました。

【会長】

私も同様のことを事務局に伝えました。

市が何をやります、ということを書くような戦略ではない、ということですね。

よろしいですか。

【事務局】

おっしゃっていただいたとおり、今後の話いたしましては、先ほどネイチャーポジティブ経営という話がでましたが、企業の皆様とうまく連携して、市全体で生物多様性の価値を再認識して、市民の方からも「北九州市はこんなに特徴のある面白い街なんだ、工業だけではなく、自然もたくさんある」といった、自分の市にプライドを持ってもらえるような形になって、市全体の発展とつなげていければと考えてございます。

おっしゃっていただいてこと、しっかり踏まえて作っていきたいに思っております。

【委員】

パブリックコメントについてお尋ねします。

今までのパブリックコメントをみていると、市民の皆様からご意見が数件しか届かないこともあります。

多様性戦略については、どういったパブリックコメントのやり方を考えていますか。

【事務局】

現時点では市の手続きに従ってパブリックコメントをやらせていただく予定でございます。

【委員】

従前どおりであれば、数件しかご意見をいただけないと思います。

自治会やまちづくり協議会については、毎月1回、定例会をやっています。

パブリックコメントで市民のご意見を聞くのであれば、そういったところに出向いて、お声掛けをするなどして、ご意見を聞くべきじゃないかと思います。

【会長】

ありがとうございます。

いろいろな工夫をぜひして欲しいということですね。

或いは北九州は生き物と共生していくことに関連する様々なグループもあるでしょうから、そういうところに情報を流して、ご意見を伺うということもあるでしょう。

単に、ホームページでパブリックコメントをいつまでに出してくださいよ、では意見が集まら

ないというご指摘だと思います。頑張ってください。

【事務局】

まずは市民の皆様知ってもらおうというのがやはり大事だと思いますので、工夫していきたいと考えております。

【会長】

他にご意見ないようでしたら、この件につきましてはまだ今後引き続き議論いたします。それでは次の議題に移りたいと思います。

【事務局】

「北九州における事業系ごみの減量リサイクルについて」説明

【会長】

それでは何か質問ある方。

【委員】

事業者アンケートの6ページのところで、「食ロス削減に取り組みたいが、保管場所の確保が難しい」という回答があります。

こちらについて、以前勤めていた職場や、現在関わっている子供食堂にも関わってくるのですが、現場で大量に捨てられているような調味料などを見ると本当にショックを受けます。

子ども食堂については、最初は私も少し誤解してまして、保護者がきちんと子供たちにご飯を食べさせないのに、なぜ地域の人にご飯を食べさせてくれているのだろうか、と思っていました。こういった誤解をしている方は結構いらっしゃるかと思います。

子ども食堂は、単純に子供にご飯を食べさせるだけではなくて、昔で言えば子ども会のような、地域で子ども達を育てていきましょう、といった活動をしています。

なので、子ども食堂の取組としては、「食」だけではないということに、私もそうですし、私が関わっている学生たちも気がついていきます。

これは、環境局が取り組むようなことではないかもしれませんが、市民センターで子ども食堂をしているところはすごく少ないのですが、今後、色々なところで子ども食堂ができればいいと思いますし、うまい取り組みができればいいなと思いました。

【会長】

はい、ありがとうございました。

これは、関係する部署とどういったことであれば、今の話とうまく結びつくかを、今後考えていかないといけないですね。

【委員】

ごみ処理手数料についてですが、見直していくべきだと思います。

また、1点お聞きしたいのですが、ごみの持ち込み焼却について、市外からの持ち込みについての話があったかと思います。

例えば、市外のナンバープレートの回収車が来た場合に、ごみは市内の現場で出たごみだと申請があると思いますが、その場合はどう確認しているのでしょうか。

というのも、市内で生じたごみかどうかの確認については困難極まるのではないかと思います。

【事務局】

焼却工場に持ってきていただいたときに、業者の方であれば許可の確認をしています。また、個人の方が市内のごみを持って来られた場合は住所の確認をしております。

【事務局】

市外ナンバー車の持ち込みであっても、市内で発生したごみであれば、市の焼却工場での処理ができます。

そして、市外在住の方で、個人でごみを市内に持ち込むケースはほぼありません。

考えられるケースとしては、市外もしくは市内の回収業者が、ルートで回収しながら、北九州市が、一番手数料が安いからといって市内に持ってくる、ということです。

そのため、チェックする際には、まず伝票類をはじめ配送票などを確認し、そういったものに市外の住所があるかどうかを見ています。

【委員】

例えば、会社ではない個人単位のものは、自己申告を信じるっていう形になるのでしょうか。

【事務局】

前提として、自己申告等でなくて、市外の方は市内に持ち込むことはできません。

【委員】

なるほど、しっかり厳しく指導しているのだなと思いました。

資料の中で、15ページの赤字にも示されているように、指導している風景を見て、引き返した車両もいる、というのは成果だろうなと思っていますので、これからもよろしく願いいたします。以上です。

他にございませんか。

【委員】

資料の最初の方にあったアンケートの結果で、「分別が手間」とありました。

確かに、私もアルバイトをしている時に、お店の中で分別をしっかりとっていくことに時間がかかってしまいますし、そういった問題があるのだろうなと思います。

以前、札幌に行った際にコンビニに入ったら、そこに事業者用ごみ袋が、家庭用ごみ袋と並んで販売していて、それを初めて見て感動して写真撮ったことがありました。

私が知らないだけかもしれませんが、北九州市でも、もし同様に、気軽にコンビニで事業者用ごみ袋を買えるということができれば、手間の削減にもなるのかな、と思います。

また、対応策のところ、事業者名を書くということは、見える化の仕組みとしてすごくいいなと思った一方で、その分、手間かかってしまうので、課題の解決策としてリンクしていないように見えて、そこに難しさがあると感じました。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

資料中で、分別ができない原因について、人手不足とありました。

単純にお伺いしたいのですが、人手不足の問題にどう対応したらいいでしょうか。

【事務局】

人手不足について、様々な要因があると思います。

その中の一つとして、やはり人件費というところが問題かと思います。

私も環境局としましては、人件費の問題についてですが、経費の問題というところで、分別して、ごみを削減するという事で、その分、ごみ処理の経費が削減になると考えております。

そのため、今後も、事業所等を訪問して、それぞれに適した分別リサイクルの方策等を考えて支援していきたいと思っております。

【会長】

つまり、分別をすればお金が浮く、ということですね。

【委員】

様々やられているかと思いますが、引き続きお願いいたします。

【委員】

日本では今後、色々な商品やサービスが値上がりしていくというのは当然だと思っていまいすので、ごみ処理手数料についても上がっていくことについて、大体わかります。

ただ、北九州市でビジネスしている方々、よく市の仕事をする時は納税証明書っていうのを
出してくださいと言われるのですが、そういった納税をしている証明書を持っている企業と持
っていない企業で少し差をつけるとか、そういったことはされているのでしょうか。

もしされていないのであれば、何かそのようなことも検討していただき、北九州市の会社は、
北九州市と一緒に頑張るといようなこともいかがでしょうか。

【事務局】

ごみにつきましては、当該区域内で発生したものについては当該区域内で処理するという
ことになっておりますので、基本的には市内での処理ということになります。

先ほど納税証明等ということでご意見いただきましたが、基本的には出ている量に対して、
その分を支払うような仕組みになっております。

【事務局】

手数料は持ち込み量に応じて手数料が増える仕組みになっていますから、ごみを減らす努
力をすれば、今後手数料の負担が減るということです。

また、そもそも、ごみをする処理する過程は、税を支払っているか否かに関わらず同じなの
で、税の支払い状況で差をつける仕組みづくりはなかなか難しいかなと思います。

加えて、収集業者は、いろんな事業者のところを回ってきますので、工場に持ち込む際には、
税を支払っている事業者から出たごみも、そうでないところから出たごみも、すべて一緒にな
って混ぜてきていますから、その辺を仕分けしなければいけないという視点からも、難しい
なと思っております。

【会長】

他にご質問がなければ、この議題は引き続きご審議することとして、
次に進みたいと思います。

つづきまして、プラスチック資源一括回収事業について、事務局から説明いただきます。

【事務局】

「プラスチック資源一括回収事業について」説明

【会長】

もう一つ報告がありますので、つづけてお願いします。

【事務局】

「北九州市の廃棄物処分場における産業廃棄物の受け入れ制限について」説明

【会長】

ただいま二つ報告いただきましたが、何かご質問ございますか。

【委員】

プラスチック資源一括回収についてです。

北九州市の資源分別大辞典というアプリを使用しています、大変わかりやすくいつも利用しています。

以前そのアプリの使用中に感じたことを、今確認したら同様でしたが、ハンガーや歯ブラシだとか、あそここのイラストに書かれている製品プラスチックの部分を検索した時に、プラスチックとして出すのではなく、「家庭ごみ」と書かれています。その辺りはいかがでしょうか。

【事務局】

分別アプリを使っていただきましてありがとうございます。

実は、現在は、分別アプリから公式LINEのアカウントの方に移行しております、最新の分別についてはそちらの方でわかるような仕組みにしております。

ただし、委員ご指摘の内容につきましては、確認したうえで、プラスチックの資源一括回収に即した分別内容になるように確認させていただきつつ、今後、公式ラインアプリの方で入力すれば、どういったごみの出し方になるかというところがわかるようなものを、特に進めさせていただいておりますので、市の公式ラインアプリの方もご利用いただければと思います。よろしく願いいたします。

【会長】

他にございませんか。

それでは報告は以上ということにいたします。

それではこれで本日は閉会しますが、事務局から連絡がありましたらお願いいたします。

【事務局】

本日はお忙しい中、皆様ご出席いただきまして、また貴重な意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

ご審議いただきました、北九州市環境基本計画の改定につきましては、今回いただいたご意見をまた反映し、パブリックコメントを実施いたします。

パブリックコメントをしていただいたご意見を事務局の方で整理しまして、次回の審議会にまた、答申案として、ご審議いただきたいと考えております。

また、北九州市生物多様性戦略の改定、事業系ごみの減量リサイクルにつきましては、引き続きご審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

長時間にわたるご審議お疲れ様でございました。

以上で、第 68 回北九州市環境審議会を終了とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。